

1. 総合事業・介護保険全般

	キーワード	事例	回答	注意点	関連項目 ・参考通知等
1	個人契約について	羽曳野市に住民票を置いたまま、別の親族宅で生活している。契約書に記載する住所は？ または、介護保険証に記載されている住所と異なる場所で生活している。契約書に記載する住所は？	介護保険者証に記載してある住所で契約してください。基本情報には、実際の居所も併記してください。	住宅改修は住民票上の住所に限定されます。なお、総合事業の実施は、住民票の置いてある市の指定を、事業所が受けることが必要です。また、虐待事案等で居住地と住民票の取り扱いに注意が必要な場合は、別途ご相談ください。	
2	契約書と重要事項説明書の修正について	住所を書き間違えた(もしくは、代筆の家族が本人の名前を書き間違えた)ので、訂正印を使ってよいか。	①契約書については、訂正印を認めていません。やり直しとなります。 ②重要事項説明書については、訂正箇所にて二重線を引いて訂正印を押してください。	予備の契約書、重説を持参されるとよいかもかもしれません。なお、誤記した契約書等はシュレッダー等で必ず個人情報が出ないように廃棄してください。	
3	原本返却の範囲	要支援見込みでサービス導入したが、認定結果が要介護だった場合、暫定の予防プランは返却対象か？	この場合、暫定の予防プランは、包括への原本返却の対象としません。		
4	住所地特例の情報取り寄せ	羽曳野市の施設に転入した他市が保険者の要支援認定者を担当することになった。意見書と調査票を取り寄せたい。	各圏域の地域包括支援センターが取り寄せますのでご相談ください。郵送で申請するので、取り寄せまで日数がかかります。	住民票を動かしていない場合は、住民票の所在地を管轄する地域包括支援センターに相談してください。取り寄せにあたって、必要な資料が市町村により異なります。追加資料等で日数を要する場合があります。	
5	市内転居の際の手続きについて	市内転居することになったが、どのような処理が必要か。	・プランの作り変えは一概に言えないので、住環境や世帯構成の変更などのアセスメントにより担当ケアマネジャーが、プラン変更の必要性を判断してください。 ・圏域内の転居であれば、契約書や重要事項説明書を新たに取り交わす必要はありません。『変更届』にて圏域の地域包括支援センターへ住所の変更を届け出るとともに、基本情報の提出をお願いします。	・圏域が変わる場合は『業務の手引き第3章2』を確認の上、所定の手続きを行なってください。	

	キーワード	事例	回答	注意点	関連項目 ・参考通知等
6	2号被保険者の場合	2号被保険者の利用者が、生活保護を受給開始した。	2号みなしとなり、被保険者番号が変わります。月途中の場合、当該月のプラン料は1人分です。プランの初回加算はありません。プラン自体は軽微な変更となります。	・サービス事業所への連絡調整をお願いします。	
7	65歳到達	2号みなしの利用者が、65才に到達した。	被保険者番号が変わります。月途中の場合、当該月のみ給付管理票が2枚。プラン料は1人分。プランの初回加算はなし。		
8	サービス途中で、専門職の助言を取り入れたい場合	総合事業を利用中ですが、専門職によるスポット訪問を利用することは可能ですか。	利用の調整をしますので市の地域包括支援センターに連絡ください。	運動・栄養・口腔について、スポット訪問を利用していただけますので、詳細は市の地域包括支援センターへお問い合わせください。	
9	総合事業	通所型サービス(現行相当)の利用者が要支援1から更新の結果、非該当となったので、基本チェックリストを実施し、事業対象者であることを確認した。サービス利用継続はできるか。	継続は可能ですが、ケアマネが目標の達成状況を見て、その必要性を判断してください。	個人契約書や重要事項説明書については、新たに取り交わす必要はありません。非該当となった介護保険者証が送付されるので、居宅届とともに高年介護課に提出してください。	